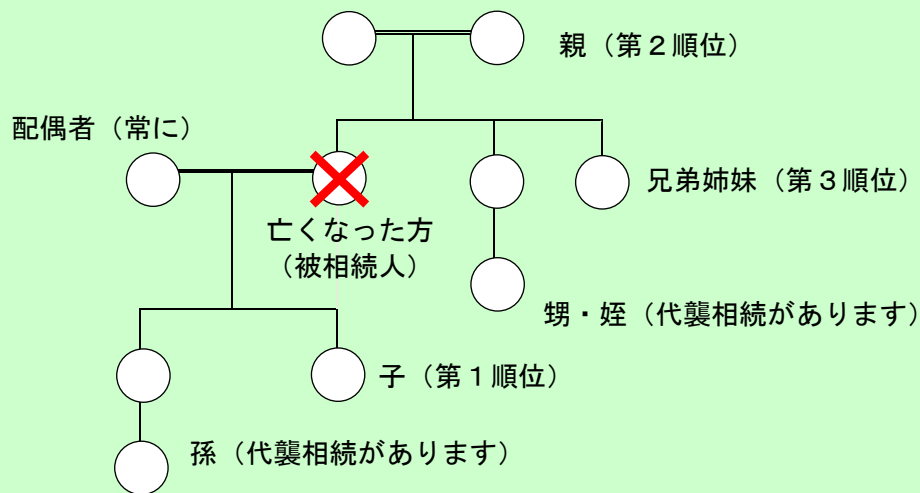




※ 本書面の情報は令和4年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

ご家族が亡くなると、自動的に相続が開始します。相続問題について、よくあるご相談をまとめました。

Q1 誰が相続するの？



亡くなった方を「^{ひそぞくにん}被相続人」、相続する方を「相続人」と言います。配偶者（夫・妻）がいれば、配偶者は必ず相続人になります。子がいれば子が、子がなければ親が、親もいなければ兄弟姉妹が、配偶者とともに相続人になります。子同士、親同士、兄弟姉妹同士は同順位となります。相続発生前に、子が亡くなっても、子に子（孫）がいれば、孫が子に代わって相続します（代襲相続）。子が亡くなっていて、孫やひ孫・・・（どこまでも繰り下がります）がない場合に、親が相続人になります。兄弟姉妹の中で、被相続人より先に亡くなっている方がいて、その方に子がいれば、その子も代襲相続をしますが、兄弟姉妹の場合は、代襲するのは子（甥・姪）までです。

Q2 どんな割合で相続するの？

配偶者はいるが、子どもも親も兄弟姉妹もない → 配偶者が全部
 配偶者と子 → 配偶者が1/2・子どもが1/2
 （子が2人なら、1/4ずつ）
 配偶者と親 → 配偶者が2/3、親が1/3
 （両親ともいれば、1/6ずつ）
 配偶者と兄弟姉妹 → 配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4
 （兄弟が3人いれば、1/12ずつ）

Q3 借金が残っているけど、それも相続するの？

相続する場合は、現金、預貯金や土地などの財産・権利も、借金などの負債・義務も、どちらも相続することになります。

Q4 必ず、相続はしなければいけないの？

相続人は、相続について、次の三つから選ぶことができます。

- 1 単純承認 相続人が、被相続人の権利や義務をすべて受け継ぐ
- 2 相続放棄 相続人が、被相続人の権利も義務も一切受け継がない
- 3 限定承認 相続人が、相続によって得た財産・権利の限度で被相続人の負債・義務を受け継ぐ

Q5 いつまでに、3つから選べばいいの？

相続人は、自分のために相続の開始があったことを知ったとき（Q8参照）から、3ヶ月の熟慮期間内に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。

Q6 3ヶ月以内に何もしないとどうなるの？

3ヶ月以内に、相続放棄も、限定承認もしない場合、原則として単純承認したものとされますが、3ヶ月を過ぎてもあきらめずに弁護士会にご相談ください。

Q7 気をつけることがありますか？

財産の一部を使ったり、相続の対象となる負債を支払うと、単純承認をしたことになる可能性があります。放棄や承認を決める前に、相続財産を使用したり、債務を支払ったりしないように気をつけてください。例外がありますので、弁護士会にご相談ください。

Q8 「自分のために相続の開始があったことを知ったとき」とはいつのこと？

原則として、被相続人が死亡したことを知り、自分が相続人であることを知ったときです。

しかし、財産や負債は何もないと思っていたのに、後に負債があることを知ったときは、そのときに「相続の開始があったことを知ったとき」とされる可能性があります。弁護士会等にご相談ください。

Q9 3ヶ月以内に決められないときはどうしたらいいの？

大規模災害では、ご家族が亡くなったことは分かっていても、財産のすべてを把握することができなかつたり、ある程度把握はできていても、相続するのか、放棄するのかを決められないということが十分に考えられます。

その場合、3ヶ月の熟慮期間を伸ばすことができます。

Q10 3ヶ月の熟慮期間を伸ばすにはどうしたらいいの？

相続が開始したことを知ったときから3ヶ月以内に、家庭裁判所に対して、熟慮期間の伸長の申立をしなければなりません。

Q11 期間伸長の申立には、いくらかかるの？ どんな書類が必要なの？

800円分の収入印紙、84円切手3枚と10円切手3枚がかかります。裁判所によって異なる場合がありますので確認してください。

被相続人の住民票除票又は戸籍附票、除籍謄本、改正原戸籍謄本、申立をする相続人の戸籍謄本が必要です。

申し立てる方によって、ほかに書類が必要になる場合があります。書類が集まらない場合、とりあえず申立をして、後で書類を追加することもできます。裁判所にご相談ください。

Q12 熟慮期間の延長、相続放棄、限定承認は、どこに申立をすればいいの？

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です（郵送も可）。

<最後の住所地が静岡市の方> → 静岡家庭裁判所
054-273-8768

<それ以外>

沼津・三島・御殿場・裾野の各市・ → 静岡家庭裁判所沼津支部
駿東郡・伊豆市・伊豆の国市・函南町の方 055-931-6044

富士市・富士宮市の方 → 静岡家庭裁判所富士支部
0545-52-0386

下田市・賀茂郡の方 → 静岡家庭裁判所下田支部
0558-22-0161

浜松・磐田・袋井・湖西の各市の方 → 静岡家庭裁判所浜松支部
053-453-7158

掛川・御前崎（御前崎、白羽及び港を除く）
・菊川の各市・周智郡（森町）の方 → 静岡家庭裁判所掛川支部
0537-22-3036

熱海市・伊東市の方 → 静岡家庭裁判所熱海出張所
0557-81-2989

島田・焼津・藤枝・牧之原・御前崎
（御前崎、白羽、港）の各市・ → 静岡家庭裁判所島田出張所
榛原郡（吉田町・川根本町）の方 0547-37-1630

Q13 どのくらい熟慮期間を伸ばせるの？

どのくらいの期間伸ばすかは、裁判所が裁量で決めます。場合によっては、半年、1年、それ以上の期間伸長が認められる場合もあります。

Q14 期間伸長後、注意することは何ですか？

期間の伸長が認められた場合には、その期間内に、放棄、単純承認、限定承認のいずれかを決めなければなりません。その期間内に決められないときは、再度、期間を伸長する申立をしてください。忘れると、相続放棄が認められなくなってしまいます。